

# 京都市立堀川高等学校 P T A 規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は京都市立堀川高等学校 P T A と称する。
- 第2条 本会の事務所は京都市立堀川高等学校に置く。
- 第3条 本会は学校・家庭および地域社会の教育環境を改善し、併せて会員相互の教養の向上を図り、生徒の福祉を増進することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 学校、家庭、地域が連携を密にし教育環境の充実ならびに生徒の健全なる育成を図る。
  2. 成人教育の一環としての生涯学習の充実を図り、会員相互の親睦と家庭・地域での教育力の向上を図るとともに、民主社会における正しい生活態度の理解の増進を図る。
  3. 各種行政機関に対し教育に関する改善ならびに適正予算の編成その他について要請する。
  4. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
  5. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような事業は行わない。
- 第5条 本会は会員の自主的活動によって運営するもので、他のいかなる団体の干渉ならびに支配も受けない。
- 第6条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者および教職員とする。
- 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第2章 役員および機関

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 保護者側 会長1名、副会長3名、庶務若干名、会計1名、監事2名、生涯学習委員長1名、広報委員長1名、学年委員長各学年毎に1名。
- 教職員側 校長（顧問）、副校長・教頭、事務長、P T A係若干名
- 第8条 役員の任務は次に掲げる通りとする。
- 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の任務を代行する。
- 庶務は各種の通知の事務、議事の記録、整理等を行う。
- 会計は会計事務に当たり、会議毎に収支の報告を行う。会計諸帳簿は会員から要求のあったとき閲覧に供する。
- 監事は事業ならびに会計を監査する。
- 顧問は各種の相談に応ずる。
- P T A係は役員を補佐し全般の企画、庶務、会計等に協力する。
- 第9条 役員の任期は1年（1会計年度）とし兼任を認めない。
- 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでの任務に当たる。
- 第10条 役員の選挙は次に掲げるところによる。
1. 保護者側役員は別に定める「役員選出規定」により15名の役員を選び、役員の互選により各役職を定める。
  2. 教職員側役員は教職員の互選によって定める。
- 第11条 総会は本会の重要事項を議決する最高機関である。
- 第12条 総会は原則として年1回開催する。
- 総会は会員の3分の1以上が出席しなければ議決することができない。ただし当該議事につき、書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席とみなす。
- 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第13条 総会の招集は、会日の5日前までに、その会議に付議する事項、日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 第14条 臨時総会は、第17条に定める役員会が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上から会議に付議する事項を示して請求のあった場合、その請求のあった日から2週間以内に前条の手続きを経て招集しなければならない。
- 第15条 本会は次に掲げる委員会を置く。
1. 各学年委員会
  2. 広報委員会

### 3. 生涯学習委員会

学級毎に3名の学級委員を選出する。学級委員3名のうち、2名は各学年委員会を、1名は広報委員会または生涯学習委員会を分担する。

各学年委員会は学年委員長、学年委員ならびに学級担任、学年主任をもって組織する。当該学年行事および進路に関わる事項の企画を実施するとともに、学校と保護者側の連絡にあたる。

広報委員会は広報委員長、広報委員ならびに教職員側役員をもって組織する。会員の理解と協力を得るために広報活動を行う。

生涯学習委員会は生涯学習委員長、生涯学習委員ならびに教職員側役員をもって組織する。会員相互の教養の向上を図るため事業を行う。

各委員会の招集はそれぞれの委員長が行う。

第16条 前条の各委員会の委員は兼任することができる。ただし兼任は2以内とする。

第17条 本会の目的を適正円滑に達成するために次に掲げる機関を置く。

#### 役員会

役員会は、第7条の役員をもって構成し、全般の企画、立案、予算の作成ならびにその執行権を持つ。

役員会は、隨時会長が招集する。

#### 合同委員会

合同委員会は、第7条の役員と学級委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、PTA活動の円滑を図る。

第18条 各委員会委員の任期は、役員の場合と同様にする。

## 第3章 会 計

第19条 本会の経費は会費・入会金その他の収入によってまかぬ。

第20条 本会の入会金は、3,000円とする。

会員は年額2,000円の会費を納入する。なお、必要ある場合は、臨時に特別会費を徴収することができる。  
その時期と額は別に定める。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 規約の改正

第22条 本会の規約は、総会出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

## 第5章 役員委員の解任除名

第23条 役員、委員で不適当と認められた者、会の目的を著しく阻害する者は総会において次の手続きにより解任または除名することができる。

1. 全会員の10分の1以上の賛成を得て総会に提出する。
2. 議決は無記名投票による。

## 第6章 付 則

第24条 本規約は昭和24年4月1日から実施する。

第25条 本規約の施行についての細目は別に定める。

第26条 本規約は昭和50年5月12日から改正実施する。

第27条 本規約は昭和51年6月17日から改正実施する。

第28条 本規約は昭和57年5月13日から改正実施する。

第29条 本規約は昭和61年5月13日から改正実施する。

第30条 本規約は平成1年5月18日から改正実施する。

第31条 本規約は平成5年5月13日から改正実施する。

第32条 本規約は平成6年5月12日から改正実施する。

第33条 本規約は平成8年4月18日から改正実施する。

第34条 本規約は平成10年3月17日から改正実施する。

第35条 本規約は平成11年4月17日から改正実施する。

第36条 本規約は平成23年4月1日から改正実施する。

第37条 本規約は平成28年1月1日から改正実施する。

(組織図)	
役員会	合同委員会
・会長	・会長
・副会長	・副会長
・庶務	・庶務
・会計	・会計
・監事	・監事
・教職員側役員	・教職員側役員
・広報委員長	・広報委員長
・生涯学習委員長	・生涯学習委員長
・各学年委員長	・各学年委員長
	・学級委員